

大学発ベンチャーに係る兼業規程

2020年 7月16日制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人北里研究所専任職員就業規則第34条、学校法人北里研究所嘱託職員就業規則第17条及び学校法人北里研究所非常勤職員就業規則第27条の規定に基づき、大学発ベンチャーの兼業に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「大学発ベンチャー」とは、次に掲げるものをいう。ただし、本法人とは別の法人格を有するため、本法人が法的な責任を一切負うものではない。

- (1) 本法人又は本法人の職員が保有する特許を基にした起業。(特許による技術移転型)
- (2) 本法人で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいた起業。(特許以外による技術移転型又は研究成果活用型)
- (3) 本法人の職員が退職後にベンチャーの設立者となったり、その設立に深く関与したりした起業。ただし、職員の退職からベンチャーの設立まで他の職に就かなかつた場合又は退職から起業までの期間が1年以内の事例に限る。(人材移転型)
- (4) 本法人がベンチャーの設立に際して出資の斡旋をした場合。(出資型)

(兼業の許可基準)

第3条 兼業は次のいずれの基準も満たしていなければならない。

- (1) 兼業のため本法人における職務の遂行に支障が生じないこと。
- (2) 職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
- (3) 兼業することにより、本法人職員としての信用を傷つけ、又は本法人全体の不名誉となるおそれがないこと。
- (4) 兼業により起業する会社・組織の事業が、本法人の利益を害しないこと。

2 兼業による業務は、本法人の所定労働時間外において、従事することを原則とする。ただし、本法人における職務の遂行に支障が生じない場合に限り、兼業の従事時間として、所定労働時間の20%までは認めることがある。

3 兼業する業務が、本法人にとって特別の利益をもたらす場合等については、前項の規定を超えて許可することがある。

(兼業の許可期間)

第4条 許可することができる兼業の期間は、2年以内の期限を付して、これを許可するものとする。なお、第6条に規定する許可手続を得て兼業の期間を更新することができる。

(兼業の申請手続)

第5条 兼業の許可を得ようとする職員は、原則として、兼業を開始する3か月前までに、所定の申請書を、部門長へ提出しなければならない。

2 部門長は、前項以外にも、必要と認められる書類の提出を求める場合がある。

(兼業の許可手続)

第6条 部門長は、提出された兼業の申請内容を、各部門における必要な会議体で審査し、適正な申請と判断した場合は、理事長宛に上申する。

2 兼業の許可の可否については、部門長の上申に基づき、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

(兼業内容の変更)

第7条 兼業許可を受けた事業内容等を大幅に変更する場合は、第5条に規定する申請手続きを速やかに行わなければならない。

(兼業許可の取消し)

第8条 理事長は、許可を行った兼業について、当該兼業に係る許可の基準に適合しなくなったと認めるとき（法令、条例や本法人の各種規程に抵触することとなった場合を含む。）は、その許可を取り消すことができる。

(主管部署)

第9条 この規程の主管部署は人事部及び研究推進部とする。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長が決定する。

附 則（北学総第2020-04245号）

この規程は、2020年7月16日から施行する。